

仙台市いじめ等相談支援室 S-KET（エスケット）について

1 概要

- ・ 学校や教育委員会には相談しにくい、あるいは相談しても解決に至らないという方や、法律や福祉、医療等の観点から対応が必要な方などの相談に対応するため、弁護士や学識経験者といった専門家を中心としたいじめ等相談の窓口。
- ・ 常駐する相談員が最初に相談を受け、専門員の指示のもと支援を行う。また、必要に応じて専門員の指示により、アドバイザーである医師や臨床心理士、社会福祉士等の助言を受けながら、相談者の支援を行う。
- ・ 民間ビル内に設置し、放課後や土曜日の相談にも応じている。

2 人員体制

- ・ 室長
- ・ 相談員（5名）
- ・ 専門員（3名）弁護士、臨床心理士
- ・ アドバイザー（3名）…医師、臨床心理士、社会福祉士

3 相談方法

電話相談、メール相談、面接相談（原則予約制）

4 開設時間

月・水・木・土曜日：10時～17時　火・金曜日：12時～19時
（祝休日・年末年始を除く）

5 支援対象

仙台市に在住、または仙台市立学校に在籍する児童生徒とその保護者

6 広報啓発

○児童生徒、保護者

- ・ チラシの配布（夏休み明け、全市立学校および市内の国・県・私立学校の全児童生徒）
- ・ チラシの配架（図書館、文化施設等の市民利用施設、仙台近郊の高等学校等）
- ・ ポスターの掲示（チラシの配布・配架先）
- ・ 一人一台端末に仙台市いじめ防止等対策ポータルサイト「はじめのいっぽ」をブックマーク

○学校、関係機関

- ・ 「えすけっと通信」の送付（年に3回程度発行。チラシ配布、配架の各学校及び児童生徒支援に関係する各機関に一部ずつ送付）
- ・ 教員向け研修会での S-KET の周知（年次研修、いじめ対策担当教諭研修、新任教頭研修など）

7 相談対応の流れ（イメージ）

